

ジャパンプラブ

NEWS LETTER

Japan Club : 1759 Sutter Street #203, San Francisco, CA 94115 • Tel: 415-93

• jc-sf@sbcglobal.net

12月度理事会報告

恒例「餅つき新年会」

2月13日(日)金光チャーチ講堂に於いて開催が決定、エンターテイナーに

バンジョー奏者「チャーリー田川」さんグループを招く

本日サンマテオ榴木マーケット 2階の「おいどん」レストランで開かれた12月度理事会は、上野会長を始め13名の理事、及びゲストの計22名が出席され以下の事項が話し合われました。

1) 餅つき新年会について 来年2月13日(日)金光チャーチに於いて、11:00～3:00で開かれる事に既に決定されています。更にエンターテイメントとして11月の理事会で仮決定していましたバンジョー奏者の「チャーリー田川」さんについて後藤理事が具体的に詰めて折衝していただきました。その結果、願う事に決定いたしました。後藤理事に引き続き直接の折衝をお願いしました。

• 会費は、会員\$20、非会員\$25とし、12歳以下の子供は無料とします。昨年同様多くの方の参加を期待します。

• その他の詳細は1月の理事会に於いて打ち合わせされます。

2) その他

- 来年度の会費は現行据え置きとする
(一月のニュースレターに入会/継続申し込み用紙を同封)
- 石動 明新領事の紹介(ニュースレター2面にあります)
- 元ジャパンプラブ会員(副会長)木村滋氏の「旭日双光章」受賞のお知らせ
- 石川県アートフェスティバルの報告
- 先の市川俊治氏による講演会が盛況でしたので、市川さんの協力を得て12月号ニュースレターよりQ&Aのコラムを連載する予定(下記に第一回を掲載)

1月度の理事会は1月5日(水)日米会会議室で6:30より開催します

事務局

Q. 日本の年金の課税はどのようになるのでしょうか?

A. 日本の年金を受給中の方から、「日本の年金の課税国は日本か米国か」「日本の年金は日本の銀行口座に振り込まれているので、米国では課税対象外と考えてよいか」「日本年金機構から、租税条約に関する届出書などを提出するようにとの連絡が来ているがどうしたらよいか」というご質問を良くいただきます。今回はこの問題を取り上げてみたいと思います。

米国に居住し日本の老齢厚生年金・老齢基礎年金を受給している方の所得税は、日米租税条約により居住国である米国で納付することになります。年金が日本の銀行口座に振り込まれていれも、米国に住んでいる限り米国でIncome Taxの対象となります。

そのため、年金を支給するとき日本の国内の基準に従って源泉所得税を控除すると二重課税となってしまいますので、それを避けるために租税条約上の手続きを踏めば、日本での源泉所得税を免除することになっています。

1. 日米新租税条約(2004年7月発効)上の手続き

年金請求書類に加えて次の書類を日本年金機構に提出することになります。

①租税条約に関する届出書 ②特典条項に関する付表 ③居住者証明書(U.S. Residency Certification, I R S 発行Form 6166)の3種類です。

すでに年金を受給されている方は、居住者証明書を I R S に申請して提出されたご記憶があると思います。居住者証明書はIRSのForm8802(IRSのHPから入手可能)に必要な事項を記入して申請します。

2. 書類の提出時期

これらの①～③の書類は、日本の老齢厚生年金・老齢基礎年金を請求するとき、およびその後3年ごとに日本年金機構へ提出することになります。ご質問された方には最初の提出から3年経過したことにより、提出のお知らせが届いたわけですが、これらの書類を提出しない場合は、日本の税法に従って年金の支払いごとに所得税が源泉徴収されることとなります。源泉徴収されてもあとで①～③の書類をすれば、その後の源泉徴収はなくなります。すでに徴収された所得税については、還付の手続きも可能ですが面倒です。

年金問題、老後の保険などに答える

回答者
市川俊治氏

Q&A

3. 提出省略ができる場合があります。

日本の年金を受給しても、日本の税法で源泉所得税を徴収されない金額の方については提出を省略することができます。新租税条約発効後は原則どおり提出を求められましたが、最近日本年金機構は源泉徴収の対象にならない場合は租税条約上の書類提出を省略できるようになりました。提出省略の可能な源泉徴収されない年金額は次の通りです。

(1)65歳未満の方・・・年額 72万円未満

(2)65歳以上の方・・・年額 120万円未満(老齢厚生年金・老齢基礎年金合計)年金を受給している方については、3年ごとに日本年金機構から書類提出のお知らせが届きますが、年金額がこの基準以下であれば、提出の必要はありません。この省略によりForm6166の作成費用\$35が節約になります。

たとえば、年額100万円の年金を受給している65歳未満の方は提出が必要ですが、65歳以上になり年金額が同じであれば提出不要です。逆に、65歳未満では提出不要の方でも、65歳になって年金額が増えたために提出しなければ源泉徴収される場合もあります。

提出を求められたときのご自分の年齢と年金額を確認し、提出が必要かどうかを判断していただくことが大切です。省略に該当される場合はその旨コメントの上、書類を日本年金機構に返却してください。

なお、遺族年金・障害年金は非課税ですので、租税条約の手続きは不要です。また、国家公務員・地方公務員の退職共済年金につきましては租税条約上の源泉徴収免除の取り扱いはありません。年金額が基準を上回れば源泉徴収されます。

以上

市川俊治講師による「身近な年金問題、老後の話題や疑問」を気軽に話し合う会が11月6日にジャパンプラブの講演会として開かれ、40名近い参加者で盛況でした。その後多くの質問が市川講師の元に寄せられておりますのでこのニュースレター上でお答えしていただきます。更にご質問のある方はジャパンプラブ事務局又は直接市川講師(415) 356-2468にお問い合わせ下さい、一般的なご質問にはこの紙面で回答していただきます。

楽しい演奏が
期待されます
乞うご期待



石動 明新領事紹介

去る11月16日夜、インド、ニューデリーからの長旅をへて新任地のサンフランシスコに着任された、在サンフランシスコ日本総領事館・領事部のトップ石動明領事のインタビューを交えてご紹介します。



「サンフランシスコ勤務が決まったらインドの大使館の仲間達からずいぶん羨ましがられました、私は北米勤務は2度のカナダでの経験がありますがアメリカは初めてですが仲間達がそれほど羨ましいと言う街ならじっくりとサンフランシスコ生活を楽しまたいと思っています」とまずは着任の弁。

外交官としてのキャリアは、在クエート大使館を皮切りにカナダー日本ーフィリピンーカナダーマレーシアー日本ー南アフリカそして前任地のインドと33年間、中近東を中心にそのほとんどが海外勤務、加えて南アフリカ、インドの約7年間は家族と離れた単身赴任、更に今回の移動では新任地入りは直行便を利用する事との外務省の規定で日本へのストップオーバーも認められないと言う事態は、華やかに見える外交官の海外勤務の過酷な現実を垣間みる思いです。

当地でも単身赴任との事ですが「子供達が外国を転々とする生活をいやがるので仕方なく単身赴任をしています、南アフリカ勤務中には遊びに来てくれましたし、サンフランシスコは日本から近いし、日本でも親しまれている街だけに顔を見せてくれると期待しています」と離れて暮らす生活の中で唯一、電子メールや電話で千葉県柏市の自宅で長い長い留守番をされている奥さんと共に大学生の二人のお子さんとのコミュニケーションを取りながら家族との絆を深めておられる様です。

サンフランシスコでは日本町近くに居を構えられました日本スーパーもあり今迄のように(インド勤務中)食材探しに苦労する事も無いので安心して暮らせると喜んでおられます。

長い外交官生活では領事部門一筋で勤務されたこの道の大ベテランで「総領事館の顔とも言える窓口業務の行政サービスを今迄の経験を生かして利用される皆さんに喜ばれる様努力します」と抱負を語られました。北海道は北端の稚内生まれ。

小川康弘前領事からの便り

ジャパクラブの活動に積極的に参加して下さった小川前領事は無事サウジアラビアの新任地、リヤドの日本大使館に着任されたとのメールが入りました、今後「**サウジアラビア便り**」としてこの紙面でも時々紹介します

木村滋さん おめでとうございます

ジャパクラブの創立から理事、副会長として大変お世話になった元会員の木村滋さんが平成22年秋の叙勲で「旭日双光章」を授与されました

今年の3月に「**ヘルスチェック&バケーション in タイ**」の演題で会員の今井利和さんに講演していただいてから、今井さんのご好意で今迄7回に分けてタイの様子を連載してきました、今月は紙面の関係で1回お休みしますが来月号より第3弾、4弾と続きます、ご期待ください

葬儀保険について Q & A

最近日系紙に掲載されている葬儀保険について、どんな保険で、どんな内容なのかとの問い合わせが会員の方から寄せられたので早速この保険を取り扱っている Halsted 葬儀社のファイナンシャル・コーディネーターの森岡妙子さんに説明してもらいました。

- Q:** 日本では聞いた事の無い保険ですが、この保険はどんな内容で、どんな時に活用できるのですか？
- A:** 加入者が死亡された後の葬儀にかかる費用をカバーするのが目的で、勿論日本には存在しませんしベイエリアの葬儀社でも取り扱っているのは私の所だけで、コーディネーターは厳しいカリフォルニア州から資格をえたものだけが扱える保険で、当社には私を含めて3名のコーディネーターが居ります。
- Q:** この保険に加入するものの資格及び加入する場合の年齢の制限があるのですか？
- A:** 国籍等いっさい問いません、加入を希望される人なら誰でも申し込めます、特別の病気、例えば HIV の方以外の健康な方なら特に年齢制限はありません、80歳くらいの方で加入された人も居られます。
- Q:** 保険料の設定はどのようにして決められるのですか？
- A:** 加入を希望される方が死後どんな形式の葬儀を希望するかを私どもが直接聞いた上で保険金額を決めます、例えば火葬と簡単なメモリアルサービスのみの場合場合は3,000ドルくらい、又それ以上の葬儀を希望される場合、おかんをレンタルすると4,000~6,000ドルくらいでしょう。
- Q:** 保険料に支払い方法はどんな形で行なわれるのでしょうか？
- A:** 分割払いの場合を含めて契約者ご本人の銀行口座から自動的に引き落とされる方式です、但し高齢者の場合一括払いとなる場合もあります。
- Q:** 保険料の支払いが終わらないうちに死亡した場合は残額はどうするのですか？
- A:** 契約時の金額はいかなる場合も変更しません、現に最近76歳の方が分割での支払い期間3年の途中で急に亡くなられましたが満額支払われています。
- Q:** もし契約時と支払いの終了する間に物価の上昇等で掛け金が増える事はあるのですか？
- A:** 契約時の金額はいかなる場合も変更しません、サービスと内容は保証されています。
- Q:** この他この保険に加入する事によるメリットは？
- A:** 契約時ご本人から遺骨の引き渡し等の手続きは誰にするかを契約書に記入、サインをしてもらいますから煩雑な手続きなしで決められた人に渡せます、又この保険はグレートウエスタン保険会社が取り扱っていますからベイエリア以外で死亡されても、保険金の支払いは勿論葬儀も死亡された場所で行なう事も出来ます。

更に詳しい事をお知りになりたい人は、森岡妙子さん迄日本語でお問い合わせ下さい。

電話(415)673-3000 FAX (415)673-3006

E-mail: taeko3568@ad.com

★ ジャパクラブ会員の皆様、一年間のサポートをありがとうございました、来年も新しい企画を考えていきたいと思
ますのでご協力をお願いします。今年もあと僅かとなりました、お元気で良いホリデーシーズンをお過ごしください。★